

京都大学	博士(文学)	氏名	有 菌 真 代
論文題目	国立ハンセン病療養所における集合的实践 — 政治的实践・文化的实践・生活实践を事例として		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本研究は、インタビュー調査と文献資料の収集・分析に基づいて、戦後日本のハンセン病療養所において生じた集団的な活動の生成・展開過程を明らかにすることを目的とするものである。具体的には、自治会や患者組織などの政治的活動(3章)、療養所内の視覚不自由者による文化的活動(4章)、非組織的な形態をとる生活実践(5章)を、事例としてとりあげる。</p> <p>1章では、施設や収容所、あるいは「近代」「主体(化)」「自由」等を問題化する研究領域において提示されてきた、いくつかの注目すべきテーマやアプローチを批判的に検討することによって、本研究の主題であるハンセン病療養所の集合的实践を研究するために乗り越えなければならない課題点を整理する。この作業によって、ハンセン病療養所の集合的实践を対象とすることがどのような理論的課題を問うことになるのかを明らかにする。</p> <p>2章では、療養所の集合的实践を跡付けていくための前段階の作業として、ハンセン病患者がどのような政策的・社会的状況に置かれていたのかという点について整理する。このとき、ただハンセン病政策だけを跡づけるのではなく、かつて猛威をふるった様々な伝染病への対策を包括するかたちで展開された、環境衛生および広義の衛生行政を視野に入れつつ、隔離という政策的手段について検討する。</p> <p>3章、4章、5章では、個別の事例の検討を行う。3章では、戦後のハンセン病療養所の政治的活動について検討する。具体的には、各療養所の自治会活動と「全国ハンセン病患者協議会」(略称「全患協」)の活動、および「全国ハンセン病盲人連合協議会」と「在日朝鮮人・韓国人ハンセン氏病患者同盟」の活動を分析する。</p> <p>1953年の「らい予防法」闘争以降、ハンセン病患者の運動は、国家との全面対決という戦闘的な形式をとらず、国会への陳情と交渉を基調とするものへと、運動の質が変化した。この方向転換に対しては、『人権闘争』から『経済闘争』に転向した」あるいは、運動が「保守化した」とする批判的な見解がある。</p> <p>しかし、こうした見解に対して、本研究では別の立場を取っている。ハンセン病患者が提起した問題を全患協の動向だけに代表させるのではなく、療養所内の視覚障害者の運動(「全国ハンセン病盲人連合協議会」)や、在日外国人による運動(「在日朝鮮人・韓国人ハンセン氏病患者同盟」)などの動向も射程に収めたうえで、個々の運動の関係性をみていくと、表面的には「経済闘争」に見える活動の、別の局面がみえてくる。</p> <p>運動の方向転換を促したもうひとつの重要な要因として、「隔離」という政策的手段</p>			

をめぐり歴史的位相の変化を挙げる事ができる。1960年代以降、当局側にとって「隔離」という政策的措置は、不経済かつ非合理的なものへと変化した。医療費に充てる国家予算を削減するために、ハンセン病回復者を労働に従事させるための施設を設置することや、療養所を統廃合するという提案が、国会でなされるようになった。ハンセン病患者に押しつけられる圧力は「隔離」（定着）から、「合理化」および「流動的であること」（療養所の統廃合などによる移動）へと変容したのであり、こうした流れのなかでハンセン病患者は、自らの暮らしを守るための運動を展開していたのである。

以上の点を踏まえて、本章では、病と障害をめぐり言説の布置など、ハンセン病運動の背景にあった水脈を確認しつつ、療養所内のそれぞれの集団の活動と主張をすくい取る作業をとおして、ハード面の住環境整備（「設備拡充」「医療の充実」など）を目指すスローガンの背景に退き忘却された、当時の運動のエネルギーのなかにあった葛藤と思想を浮き彫りにする。

4章と5章では、組織的な政治的活動とは異なる、非組織的な集団的活動に焦点を当てる。4章では療養所内の音楽グループを、5章では仲間集団による生活実践を、それぞれ事例としてとりあげる。

従来の研究において、被抑圧者による集団的活動は、支配システムに対する「抵抗か適応か」という二項対立的な枠組みのなかで、そのどちらかに属するものとして把握されてきた。そして、特にハンセン病療養所の集合的実践の場合、療養所生活への適応を促す機能としての側面にのみ関心が寄せられる傾向があった。

しかし、本研究の4章と5章で検討対象とする集合的実践は、こうした機能主義的な観点からは解釈できない含みを持っている。療養所内で、表面的には「慰安」や「娯楽」として行われていた諸実践は、ときにラディカルな抵抗実践へと転位したり、あるいは「抵抗」とも「適応」とも言えないような独特の意味を帯びることになった。この点について4章と5章の事例からは、①療養所内で自律的な生活領域を確保すること、②「希望」を創出し他者と分有すること③非病者との接点をつくり、生活の外延を広げること、この3つの意味が確認できた。そこでは、自分たちの生がどのようなものでありうるのか、自分たちの身体がなにをなしうるのか、その可能性を少しでも押しひろげるための実験的な試みがなされていた。療養所入所者は、仲間どうしで多彩な実践を展開することによって、ハンセン病患者に押しつけられた「陰惨さ」とは別種の生き方と、それを可能にする別種の時間・空間をつくりあげていたのである。

終章では、個々の事例を包括的なかたちで検討しながら、ハンセン病療養所の集合的実践のすべてに独特なかたちで内在化されている「平等原理」の存在について指摘した。さらに、こうした平等原理に基づく実践と、よりマクロな社会構造が結び付く局面に焦点を当てて、「構造維持に帰結する平等原理」（従来の階層研究や貧困研究などで指摘されてきたメカニズム）のニヒリズムを越えたところにある、「変革の潜在力としての平等原理」の可能性について考察を行った。

(論文審査の結果の要旨)

本研究は、戦後日本のハンセン病療養所で生起した多様な集合的实践(集団的な活動)を詳細なフィールドワークによって明らかにすることによって、強制収容所(および強制収容所的な近代社会)における生の研究の可能性を深化させた獨創性にあふれた論考である。本研究はまた、2004年から2009年にかけて、東北新生園(宮城県)、多摩全生園(東京都)、長島愛生園(岡山県)、星塚敬愛園(鹿児島県)を主要なフィールドにして、療養所内の面会人宿泊所や入所者の自宅に泊まり込みながら実施された長期のフィールドワークに基づく貴重なモノグラフでもある。

本論の社会学的意義のなかで、もっとも獨創的なものは以下の点にある。それは、ハンセン病患者の日常的で非組織的な集合的实践に着目し、その諸相を実証的に解明することを通して、強制収容所における生を、受動と能動、支配と抵抗という二項対立図式を超えた創造的で変異する主体としてとらえた点である。

人文・社会科学における従来のハンセン病に関する研究は、2つのアプローチに大別することができる。ひとつは、隔離する側の残した史資料に依拠して、ハンセン病患者に対する統治と管理の制度に込められた論理を批判的に解明しようとするものであり、もうひとつは、隔離された側の人々の微細な生活史を聴き取ることによって、らい予防法に起因する被害の個人的様相を精密に検討しようとするものである。後者は、とくに社会学におけるライフ・ヒストリー研究のなかで発展してきた。本研究は、2つのアプローチの到達点を評価しながら、これらの狭間で見落とされがちであったハンセン病患者の主体的かつ集団的な営みに着目し、全国各地の療養施設の事例を検討した。ハンセン病患者の集団的組織的営みは、これまでまったく取り上げられなかったわけではない。とくに統治と管理の制度史的研究においては、上からの統制に抵抗する患者の組織的運動は中心的テーマの一つでもあった。1951年に結成された「全国国立癩療養所患者協議会」(1983年6月より「全国ハンセン病患者協議会」に改称、以下「全患協」と略称)は、傘下に「全国ハンセン病盲人連合協議会」や「在日朝鮮人・韓国人ハンセン氏病患者同盟」などをおき、患者の社会的差別や施設からの管理抑圧に抗する強力な運動を展開してきた。これらの運動に関しては藤野豊などの優れた研究蓄積がある。

これに対して本研究が着目し、その可能性を探った集合的实践は、組織的で政治的な活動とはまったく異次元で展開される、患者たちの日々の生活世界に根ざした非組織的かつ日常的な集合的实践である。それは、これまでの「全患協」や自治会の政治的要求と連動した運動に比べると、たしかに「非政治的」で「微温的」なものであり、ときには療養所生活への「適応」を促す統治管理の「補完装置」として、批判的にとらえられてきた。本研究では、このような「抵抗」と「支配」という一面的な枠組によって、非組織的集合的实践を切り捨てるのではなく、その内実をより精確に吟味することの重要性を主張する。

もっとも組織的政治的な集団活動とは異なる次元で営まれた集合的实践がすべて、これまでのハンセン病研究の視野の外におかれてきたわけではない。たとえば、大正末から昭和初期にかけて、北條民雄や明石海人、小川正子などの優れた歌人、作家を生み出した「ハンセン病文学」と呼ばれる文芸活動は多くの研究者の関心を引きつけてきた。本論第四章においても、こうした活動実践の系譜に位置づけられる長島愛生園の「あおいとり」楽団を題材にして、楽団員が外部からの差別に対して患者の人間の誇りを高らかに謳いあげる一方で、絶対的権力者として君臨した所長・光田健輔と相互に認め合うという錯綜した過程が考察されている。

しかし本研究がもっとも重視し興味深い議論を展開するのは、第五章で詳細に検討される、より患者の日常生活世界に密着した非組織的かつ日常的な集合的实践である。具体的には、収容されている患者が自ら小規模かつインフォーマルにおこなう「小遣い稼ぎ」の分析である。組織的かつフォーマルな「賃労働」としては、比較的体調のよい患者たちが行う「労務外出」という労働形態があった。だが、体調や外見で「労務外出」ができない多くの患者たちは、それぞれの施設において創意工夫に富んだ創発的な集合实践をつくりあげていく。たとえば、東北新生園では施設内部に酒類の販売をするネットワークをつくったり、酒びんを回収して外部業者に販売する仲間グループをつくりだしたりした。さらには「労務外出」者に廃材を持ち帰ってもらい、それを材料にして「ビニールハウス」を作り周辺農民に販売するといった活動が、多数の患者をまきこむ形で行われた。こうした非組織的で日常的で集合的实践は、施設外部の社会との自生的な折衝と交渉を生み出し、そこに施設の管理統制の枠からはみだした、患者の主体的な社会との関わりをつくりだしていった。

本研究は、こうした集合的实践が、組織的な政治的抵抗運動でも、上から指示され統制された融和活動とも異なる次元で、患者たちの創造的な主体性を生成し、それが抵抗と支配、受動と能動といった二つの世界を往来する変異する主体として立ち現れたことを明らかにした。この創造的で変異する主体を起点として、本研究は、ハンセン病患者収容施設にみられる集合的实践の検討が、強制収容所的な生を強要する社会を分析する新たな地平を切り開いたのである。

とはいえ本研究に問題がないわけではない。第五章でとりあげた非組織的で日常的な集合的实践のなかで、当然生起しうる患者間の対立と葛藤についての分析が十分ではなく、こうした実践を過剰に意味づけしたのではないかという危惧が残る点、さらにこれに関連して、さまざまな集合的实践が構築する多元的な世界のあいだの緊張関係に対する視点が欠けている点などは今後の課題である。しかし、こうした問題点も本論の意義を損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2010年6月4日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について試問した結果、合格と認めた。